

議案第50号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第51号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例

議案第52号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第53号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第54号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の概要

本年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることに伴い、関係条例を改正するもの

1 保育料の無償化に係る条例改正について

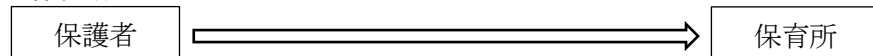
- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの保育料を無償化するもの
- (2) 住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの保育料を無償化するもの

2 副食費の徴収に係る条例改正について

保育料の無償化に伴い、各施設において副食費（実費）を徴収する規定を追加するとともに、年収が360万円未満相当の世帯に属する子どもと、全ての世帯の第3子（幼稚園は小学校3学年以下の年長者からカウントし、保育所及びへき地保育所は小学校就学前の年長者からカウントする。）以降の子どもの副食費の徴収を免除するもの

また、町内の保育施設を利用する3歳以上の子どもに対して、平成28年4月から主食を提供しており、本年10月からは主食提供事業を拡充し、町内全ての幼稚園及びへき地保育所の子どもの給食費に係る主食相当分を町が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るもの

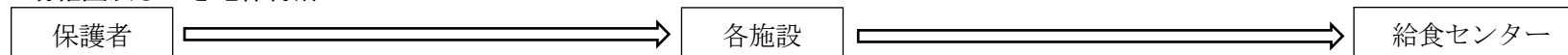
(1) 保育所



副食材料費は保護者が負担

主食は町負担で提供（従来どおり）

(2) 幼稚園及びへき地保育所



副食費は保護者が負担

主食相当分は町負担で提供【拡充】

3 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正について

- (1) 保育料の負担を満3歳未満の保育に限定することにより、3歳以上の保育料を無償化するもの
- (2) 3歳以上の保育料の無償化に伴い、当該保育給付費の特例に関する経過措置を削除するもの

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町立幼稚園設置条例 (昭和52年12月21日 条例第41号) 第1条～第3条 略 <u>(保育料)</u> <u>第4条 幼稚園に入園した幼児（以下「園児」という。）の保護者又は扶養義務者は、別表第1に規定する保育料を納付しなければならない。</u> <u>2 月の中途において保育の利用を開始し、又は終了した場合は、別に定めるところによりその月の保育料は日割計算とする。</u> (延長保育料) <u>第5条 延長保育を利用する園児の保護者若しくは扶養義務者は、あらかじめ町長の承認を受けるとともに延長保育料を町長に納付しなければならない。</u> 2 延長保育料の額は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。 (保育料等の減免) <u>第6条 保育料は、園児の出席日数により、これを減免することがない。ただし、幼稚園の都合により全月休業の場合又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づき出席停止が全月にわたる場合は、これを減免する。</u> 2 町長は、必要があると認めたときは、<u>保育料又は延長保育料（以下「保育料等」という。）</u>を減免又は納付の期日を延期することができる。	○幕別町立幼稚園設置条例 (昭和52年12月21日 条例第41号) 第1条～第3条 略 (延長保育料) <u>第4条 延長保育を利用する幼稚園に入園した幼児（以下「園児」という。）の保護者若しくは扶養義務者は、あらかじめ町長の承認を受けるとともに延長保育料を町長に納付しなければならない。</u> 2 延長保育料の額は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。 (延長保育料の減免) <u>第5条 町長は、必要があると認めたときは、延長保育料を減免又は納付の期日を延期することができる。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例									
(<u>保育料等の納付期限</u>) <u>第7条</u> <u>保育料等の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</u>	(<u>延長保育料の納付期限</u>) <u>第6条</u> <u>延長保育料の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</u> (<u>給食費の徴収</u>) <u>第7条</u> <u>町長は、園児に提供した給食の費用（以下「給食費」という。）を保護者から徴収するものとする。</u> <u>2 前項に規定する給食費は、当該園児に給食を提供するために現に要した額とする。</u> <u>3 町長は、補助、助成その他の給付により保護者以外から給食費の全部又は一部の納入が見込まれる場合は、その額を減じて保護者に請求するものとする。</u> <u>4 町長は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる園児に係る給食費のうち副食費（園児に係る給食費のうち副食の提供に要する費用）を徴収しないものとする。</u> <u>(1) 園児のうち、その保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,100円未満である園児に係る副食費</u> <u>(2) 小学校3学年以下又は特別支援学校小学部3学年以下が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長者から順に3人目以降となる園児に係る副食費</u> <u>(3) その他町長が必要と認める副食費</u>									
第8条 略	第8条 略									
別表第1（第4条関係）保育料金表 <table><tr><th colspan="2">階 層 区 分</th><th>保育料の額（月 額）</th></tr><tr><td>第1階層</td><td><u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u></td><td><u>0円</u></td></tr><tr><td>第2階層</td><td><u>第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を</u></td><td><u>2,000円</u></td></tr></table>	階 層 区 分		保育料の額（月 額）	第1階層	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>0円</u>	第2階層	<u>第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を</u>	<u>2,000円</u>	
階 層 区 分		保育料の額（月 額）								
第1階層	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>0円</u>								
第2階層	<u>第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を</u>	<u>2,000円</u>								

現 行 条 例				改 正 条 例			
	む。)						
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村	所得割課税額 77,100円以下	7,000円				
第4階層	民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下					
第5階層		所得割課税額 211,201円以上					
備考							
1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。							
2 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者については、指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。							
3 園児の保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該園児の保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。							
4 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。							
5 園児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。							

現 行 条 例	改 正 条 例						
6 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。 (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯 (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯 <table border="1" data-bbox="114 995 1108 1118"> <thead> <tr> <th>階層区分</th><th>保育料の額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>第3階層</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table> 7 第2階層の世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が6に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「6に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。	階層区分	保育料の額（月額）	第2階層	0円	第3階層	2,000円	
階層区分	保育料の額（月額）						
第2階層	0円						
第3階層	2,000円						

現 行 条 例		改 正 条 例									
<table><tr><th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr><tr><td>ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児</td><td>保育料金表に定める額</td></tr><tr><td>イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 2 人目となる園児</td><td>0 円</td></tr></table> 8 第 3 階層から第 5 階層までの世帯であって、施設利用児童が同一世帯で 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第 1 欄に掲げる園児に応じて、第 2 欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が 6 に掲げる世帯の場合の第 2 階層及び第 3 階層における次表の第 2 欄の規定については、「保育料金表」を「6 に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。		第 1 欄	第 2 欄	ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額	イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 2 人目となる園児	0 円				
第 1 欄	第 2 欄										
ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額										
イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 2 人目となる園児	0 円										
<table><tr><th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr><tr><td>ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児</td><td>保育料金表に定める額</td></tr><tr><td>イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 2 人目となる園児</td><td>保育料金表に定める額×0.5</td></tr><tr><td>ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 3 人目以降となる園児</td><td>0 円</td></tr></table> (注) 算出した額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 9 所得割課税額が 77,100 円以下の世帯であって、園児の保護者又は扶養義務者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）に定める特定被監護者等をいう。）が 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、7 にかかわらず、次表の第 1 欄に掲げる園児の区分に応じて、第 2 欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、所得割額が 77,100 円以下の世帯であって、6 に掲げる世帯に属する特定被監護者等が 2 人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に 2 人目以降となる園児の保育料の額は 0 円とする。		第 1 欄	第 2 欄	ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額	イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 2 人目となる園児	保育料金表に定める額×0.5	ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 3 人目以降となる園児	0 円		
第 1 欄	第 2 欄										
ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額										
イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 2 人目となる園児	保育料金表に定める額×0.5										
ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に 3 人目以降となる園児	0 円										

現 行 条 例		改 正 条 例							
<table><tr><th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr><tr><td><u>ア 最年長の特定被監護者等から順に 2 人目となる園児（6 に掲げる世帯に属する園児を除く。）</u></td><td><u>保育料金表に定める額×0.5</u></td></tr><tr><td><u>イ 最年長の特定被監護者等から順に 3 人目以降となる園児（6 に掲げる世帯に属する園児を除く。）</u></td><td><u>0 円</u></td></tr></table> <u>（注） 算出した額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</u>		第 1 欄	第 2 欄	<u>ア 最年長の特定被監護者等から順に 2 人目となる園児（6 に掲げる世帯に属する園児を除く。）</u>	<u>保育料金表に定める額×0.5</u>	<u>イ 最年長の特定被監護者等から順に 3 人目以降となる園児（6 に掲げる世帯に属する園児を除く。）</u>	<u>0 円</u>		
第 1 欄	第 2 欄								
<u>ア 最年長の特定被監護者等から順に 2 人目となる園児（6 に掲げる世帯に属する園児を除く。）</u>	<u>保育料金表に定める額×0.5</u>								
<u>イ 最年長の特定被監護者等から順に 3 人目以降となる園児（6 に掲げる世帯に属する園児を除く。）</u>	<u>0 円</u>								
別表第 2（第 5 条関係）		別表（第 4 条関係）							
<table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 略		略	<table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 略		略				
略									
略									